

岡山労働局長 殿

人材開発支援助成金の支給申請にかかる確認申立書

人材開発支援助成金の支給申請（受付番号※： ）を行うにあたり、次の1から6までの記載事項については、いずれも事実と相違ありません。

- 1. 訓練機関等との当該訓練に係る一連の契約に関する書類（契約書、覚書等）（以下、「契約書等」という。）については、現在管轄労働局に提出している書類以外ありません。
- 2. 訓練機関等との契約書等には、助成金が支払われないことに伴う訓練経費の全部又は一部を返金する規定はありません。
- 3. 訓練機関等との契約書等により、支給申請日までに訓練経費の一部でも返金（申請事業主の負担額の実質的な減額となる性質を有する金銭の支払い）が行われた事実はありません。また、支給申請日以降に訓練経費の返金に相当するものが行われることもありません。
- 4. 人材開発支援助成金の支給申請後（支給決定後も含む。）、訓練機関等から訓練経費の返金があった場合、速やかに申し出ます（定額制サービスによる訓練について、訓練の実施期間中に支給申請した後、契約期間の終了日前に解約したことによる返金を含む。）。
- 5. 当該訓練にコンサルタントによる経営改善の指導が行われた事実及び今後その予定はありません。また、当該訓練費用の中にコンサルタントによる経営改善の指導料に相当するものが含まれていることもありません。
- 6. 今後（支給決定後も含む。）、助成金の適正支給に関して、管轄労働局が実施する調査に応じ、総勘定元帳を含む必要書類の提出依頼があった場合、人材開発支援助成金の支給決定後においても調査協力することに異存はありません。

事業主所在地
名称
代表者役職名
氏名

印

代理人
または
社会保険労務士
所在地
名称
氏名

印

提出代行者
事務代理者

（該当に○）

訓練機関等
所在地
名称
代表者役職名
氏名

印

記載にあたっての留意点

※ 電子申請した場合、申請番号を記載してください。

1. 「1」から「6」について該当しない項目がある場合、助成金の支給を受けることができない場合があります。
2. 本確認申立書において事実と異なる申し立てを行った場合、助成金の支給を受けることはできません。また、故意に偽りの証明を行うことは不正受給に該当し、刑事告訴の対象となる場合があります。
3. 「訓練機関等」とは、訓練実施機関及び訓練実施機関に代わって訓練にかかる費用の返金（申請事業主の負担額の実質的な減額となる性質を有する金銭の支払いを含む。）を行う機関等の全てを指します。
4. 「6」については、支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）、人材開発支援助成金 事前確認書（様式第11号）及び人材開発支援助成金 支給申請承諾書（訓練実施者）においても確認を行っていますが、本確認申立書においても重ねて確認を行うものです。